＜医療機関用＞

解剖・死亡時画像診断に関する遺族への説明と手順

（１）まずは、死亡事案の概要について、わかる範囲で、丁寧に、わかりやすく説明してください。

（２）そのうえで、解剖の必要性について説明するとともに、実施する内容を説明し、ご遺族の同意を得てください。

（３）同意が得られれば「解剖に関する遺族の承諾書」に署名をもらってください。

（４）解剖に同意されない場合は、別の方法として、死亡時画像診断があることを説明してください。

（５）同意が得られれば「死亡時画像診断に関する遺族の承諾書」に署名をもらってください。

【　説明事項と留意事項　】

　①臨床経過、所見から推定される死因の説明をすると同時に、なお剖検により死因を明確にする必要があることを充分に理解してもらいます。また、解剖により、医学の進歩に貢献すること、憶測に基づく誤解を無くして無用のトラブルが避けられることを充分理解してもらいます。

②自院で行う場合は、自院での取り決めに則り、解剖・Ａｉを行ってください。

　他院へ依頼する場合は、どこで実施するのか、施設名を説明してください。

③解剖は、開頭を含む全身解剖を行うことが原則であるので、特に開頭について遺族の承諾を得ておいてください。開頭を忌避された場合には、その旨を剖検医へ確実に申し送るようにしてください。

④解剖創の状況についても予め遺族へ説明しておく必要があります（解剖の傷は縫合され、衣服をまとった状態で、傷自体は外からは見えません）。

　⑤解剖の結果、症例によっては病理診断が判明するまでに、数か月かかることを説明しておきましょう。

　⑥実施施設との調整がつき次第、「何時から、どこで、誰によって行われるか、所要時間はどの程度か（通常3～4時間程度）」を遺族に話しておきましょう。

　⑦承諾書の原本は実施医療機関へ提出するため、主治医はコピーを作成してカルテとともに保存してください。

　⑧死亡時画像診断については、得られる情報に限界があることを伝えてください。

【遺族から承認が得られなかった場合】

①臨床的推定死因を説明したことと解剖を勧めたが拒否されたことを、話した相手の氏名・死者との続柄とともにカルテに記載しておきましょう。

②できる限り、「念書」をとりカルテとともに保存してください。

**血液や尿等の検体保存が必要な場合**

臨床検査は、科学的根拠に基づいた医療を実践するうえで不可欠の診断手段であり、医師が患者の病態を把握し、診断・治療を行うのにきわめて重要といえます。法医学においても、医師が死亡原因を総合的に診断するうえで種々の検査が行われており、対象はヒトまたは人体から排出、採取された検体です。

医師が死因を決定する上で、「中毒学検査」「生化学検査」「血清学検査・ＤＮＡ検査」「微生物検査」等の結果が判断材料となる場合があり、検査実施により得られると見込まれる情報の重要性などを考慮して実施の有無を判断してください。

参考資料：画像診断の確実性による疾患/病変分類

|  |  |
| --- | --- |
| 死後ＣＴ画像によりほぼ確実に 診断される疾患群 | 大動脈解離、大動脈瘤、終末腎、腔水症、間質性肺炎（周囲の肺がクリアな場合） 腔気症（ただし死後長時間の場合は死後変化との区別が困難） |
| 死後 CT 画像により診断される 可能性はあるが、確実とはいえない 疾患群 | 心嚢水、心タンポナーデ肺炎／気管支炎（肺水腫の合併がない場合） 硬膜下血腫、高度の肝硬変症/肝線維症 |
| 死後 CT 画像による診断が現時点で はむずかしい疾患群 | 全身性感染症（粟粒結核など）、血栓症、塞栓症軽度の肝硬変症/肝線維症、髄膜炎、神経変性疾患、急性および陳旧性心筋梗塞、原発不明癌 |

＊ただし、これらの疾患が死因とはかぎらない。

引用：「診療行為に関連した死亡の調査分析」における解剖を 補助する死因究明手法（死後画像）の検証に関する研究

「ご遺族への死後画像撮影前の説明ガイドライン」より